

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
規制の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門 電話番号:03-5114-2155
評価実施時期	令和5年8月
事前評価時の想定と比較	課題を取り巻く社会経済情勢等の変化は特段生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、効果(便益)及び間接的な影響は特段生じていない。
(遵守費用)	放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。 事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。
(行政費用)	廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性汚染物が廃棄事業者等に委託された際に従来から発生する炉規法上での監視等の手続きに含まれるものであると想定されるため、行政費用の増加は少ないものと考えられる。事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたことから実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コストは必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	<p>廃棄物の特例措置(放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者等に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。)について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。</p> <p>事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。</p> <p>放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。</p> <p>以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。</p>
備考	